

受理官庁 KH	工業科学技術イノベーション省 (MISTIT) 産業財産部 (DIP) (カンボジア)	附属書 C KH
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	カンボジア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はクメール語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	情報は現在準備中	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	中国国家知識産権局 (CNIPA)，欧州特許庁，日本国特許庁 (JPO)，シンガポール知的財産庁又は韓国知的財産庁	
管轄国際予備審査機関	韓国知的財産庁，中国国家知識産権局 (CNIPA) ² ，欧州特許庁 ² ，日本国特許庁 (JPO) ² ，又はシンガポール知的財産庁 ²	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：カンボジア・リエル (KHR) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	KHR 420,000	
国際出願手数料 ³	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16	
調査手数料	附属書D (CN)，(EP)，(JP)，(KR) 又は (SG) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	受理官庁に問合せされたい	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は代理人を要求するか？	要求する	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁が実施した場合に限り、管轄する。
- 3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。

KH

工業科学技術イノベーション省
(MIST)
産業財産部 (DIP) (カンボジア) (続き)

KH

委任状の提出要件の放棄⁴

受理官庁は、別個の委任状を提出する
要件を放棄しているか？ 放棄していない

別個の委任状が要求される特別の状況 適用されない

受理官庁は、包括委任状の写しを提出
する要件を放棄しているか？ 放棄していない

包括委任状の写しが要求される特別の
状況 適用されない

⁴ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。